

賃貸住宅トラブルに関する 無料法律相談のご案内



兵庫県弁護士会では、賃貸住宅トラブルに関する無料法律相談を実施します。相談は借主の方、貸主の方、どちら側からの相談でもおうかがいしますので、お気軽にご相談ください。

また、相談を担当した弁護士が兵庫県弁護士会紛争解決センターの利用による解決が適当と判断した場合は、同センターの利用についてご案内させていただき、紛争解決センターが紛争解決のお手伝いをいたします。

実施期間	平成26年9月から平成27年3月まで
予約電話	神戸相談所 078-341-1717 阪神相談所 06-4869-7613 西播磨相談所 079-286-8222
予約受付時間	平日（月曜日～金曜日） 午前9時30分～正午 午後1時～午後4時
相談時間	神戸相談所 毎週金曜日 午前10時～午前11時30分 阪神相談所 毎月第1・3金曜日 午前10時～午前11時30分 西播磨相談所 毎月第1・3金曜日 午前10時～午前11時30分 ※ご相談は1回45分の面談相談となります。予約制（先着順）となりますので、ご希望に添えない場合がございますこと予めご了承ください。
相談料	無料
相談場所	神戸相談所 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13階 阪神相談所 尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5階501C号 西播磨相談所 姫路市北条1-408-6 兵庫県弁護士会姫路支部会館内

※本相談事業は国土交通省から補助金の交付を受けて実施される事業です。

兵庫県弁護士会イメージキャラクター「ヒマリオン」



■ 紛争解決センターとは…

兵庫県弁護士会が設立した機関で、身の回りの民事紛争の解決をめざす機関です。申立には申立手数料として通常21,600円（消費税込）をいただいておりますが、この相談の実施期間中は無料となります。なお、和解が成立した際は、別途所定の成立手数料がかかります。詳細は右のお問い合わせ先までお電話ください。

【お問い合わせ先】

相談に関して…

兵庫県弁護士会総合法律センター
神戸相談所 TEL 078-341-1717

紛争解決センターに関して…

兵庫県弁護士会紛争解決センター
TEL 078-341-8227
HP <http://www.hyogoben.or.jp/>